

様式 2 - 1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	平成30年5月31日	整理番号	3001-3007
1 監査種別	財政援助団体監査（平成29年度）		
2 監査の対象期間	平成28年度分		
3 監査の実施期間	平成29年12月28日～30年3月28日		
4 監査結果報告日	平成30年5月31日		
5 監査対象団体・部局	公益社団法人川西市シルバー人材センター		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 退職給付引当金について

A 改善要望事項

公益社団法人川西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は将来の退職金支払いに備えて退職給付引当金を設定し、これに相当する額の預金を特定資産（退職給付引当資産）としている。平成28年度末時点の貸借対照表における当該退職給付引当金の額は2,471万円となっているが、センターは市との協議により、18年度以降、毎年150万円ずつ退職給付引当金の積み立てをすることとなった。この結果、28年度末時点において退職給付引当金積立必要額（センター算出）である2,338万円との間に133万円の差額が生じているため、退職給付引当金の額として適切な額を計上すべきである。

決算書の財務諸表に対する注記に記載されている重要な会計方針である「期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済給付額を控除した金額」と当該退職給付引当金の額との整合性がとれていない。前回（20年度）の監査時にも同様の指摘をしているが、改めて適切に処理されたい。

センターは資金繰りの都合上、期中において退職給付引当資産を運転資金に流用している。28年度においては期首の退職給付引当資産2,321万円に対して2,000万円を4月に運転資金として流用し、27年度末に退職した職員に対する退職金については、28年度に市からの運営補助金をこれに充てており、退職給付引当資産がその本来の目的のために使用されていないため、会計基準に則った適切な会計処理に努める必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指摘の点については、市の退職金制度の見直しにより上限が大幅に下がったことに加え、試算額は自己都合退職で積算しており、定年退職の場合は不足することが見込まれます。よって、平成30年度末の定年退職者への処理が終了する31年度に改めて、試算に基づいた額を計上してまいります。

30年3月26日に開催した「平成30年度第4回理事会」において「会計処理規程」を改正しました。

これに伴い、「財務諸表に対する注記」の当該箇所については、29年度決算書での表記を「退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済給付額を控除した金額のうち、積み立てている額を計上している。」に改めました。

29年度において、年間の資金計画に基づき、必要金額を運転資金として取り崩すように改め、年間取り崩し金額を1,200万円に抑えました。

また、30年度は、四半期ごとの資金予測を立て資金管理を行いながら、退職給付引当資産の取り崩しを極力行わないように努めていきます。

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

2 借入金について

A 改善要望事項

市からの借入金について、センターは、経常費用である会員への配分金や職員給与等の支払いで、毎月約3,600万円の運転資金が必要であるが、平成28年度期首の現金預金は847万円で資金が不足していることから、退職給付引当資産約2,000万円を流用し期末に戻し入れて対応しているほか、例年市から600万円の短期借入を行っており、28年度においても同額を借り入れている（28年8月4日～29年3月31日 借入利率年0.3%）。

市から借り入れを行っている主な理由としては、職員への給与や会員への配分金の支払いが増加する時期的な要因のほか、経常的な支払いにおいて資金が不足しているためである。

借入金額や時期等については、センターにおける次年度の予算作成の際に、年間の資金状況でキャッシュ・フローに不足が生じる時期や金額を予測した計画を市に提出し、市が査定を行い貸付金額、期間等が決定されており、借入期間は近年長期化の傾向にある。

退職給付引当資産2,000万円を運転資金に流用し、本来の目的に使用されていないことは会計的に適正とは言えず、また、市の財政状況も厳しいことから、経常費用の縮減や安定財源の確保に向けた取り組みなど、抜本的な対策を講じる必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

当センターは、運転資金状況を改善するため、迅速な債権回収等による資金確保に努めるとともに、「収支相償」の原則を守りつつ、県の公益法人を所管する部署とも協議を行いながら、自己資本の確保にも取り組んでおり、自己資本比率は年々改善する傾向にあります。

今後も、事業実績の拡大等の安定財源の確保に努めるとともに、未収金の早期回収を含めた事務の効率・活性化を図り、借入金の期間短縮や縮減に取り組んでいきます。

様式 2 - 1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

3 市補助金について

A 改善要望事項

市補助金は、市が規定する公益社団法人川西市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、センターが実施する高齢者の就業機会を提供する事業に要する経費の一部について市から交付されているものである。

補助金の算出については、センターにおける次年度の予算編成において、センターの財源である受託事務費（配分金額の概ね 10%）、会費、連合交付金（国補助金）等から、運営経費である職員給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費等の費用を控除した収支差額見込み額（次表参照）を、市へ補助金として交付申請している。

平成 28 年度の補助金算定資料をみると、補助額 4,678 万円には、27 年度末に退職した職員の退職金約 1,398 万円（退職金総額から中小企業退職金共済支給額を控除した金額）が含まれていた。

今後も、市補助金額の算定根拠となるセンターの収支不足額は同様に推移することが見込まれるが、市の財政状況が厳しい中、更なるセンターの費用の縮減、事業の開拓・拡大等の取り組みにより収支改善を行い、補助額の縮減に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

市補助金については、センター業務の改善等により経常費用の縮減を図り、また事業実績の拡大を図りながら、収支差額見込み額の縮減に努め、補助金額の抑制に取り組んでいきます。

様式 2 - 1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

4 会員の確保について

A 改善要望事項

センターにおける平成 28 年度の会員数は 1,273 人で、対前年度 114 人（8.2%）減、新規入会者は 109 人で、対前年度 67 人（38.1%）減、退会者は 223 人で、対前年度 63 人（39.4%）増となっている。これは、定年延長や継続雇用の制度が定着する等の理由で、60 代の入会希望者が大きく減少するとともに、高齢化が進み、健康面や加齢により就業できなくなった会員の退会の増加や、病気等により未就業であった会員の退会など、複数の要因が影響している。

センターでは、事業の広報・啓発活動など新規会員の確保に努めているが、安定した運営基盤の確立を図るためにも、更なる会員確保の取り組みが必要である。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

会員数を増加していくには、新規会員の確保への取り組みに加え、退会会員を抑制することも重要と考えています。このため、就業機会の開拓に努め、会員に幅広い仕事を紹介することや、会員にとって魅力あるセンター運営に取り組むことで退会会員の抑制を図るとともに、新規会員の確保のため、市広報誌の活用やチラシの全戸配布などにより、加入促進の啓発・PR に努めていきます。

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

5 受託業務の精査について

A 改善要望事項

顧客から受託した業務のうち2件において、設備や技術面で対応が困難という理由で、業務の一部を、民間業者に再委託している事例が見受けられた。

このことは、センターの設立目的や事業内容として掲げている「高年齢者等の就業の機会の確保及び提供」に即しているとは言えないため、目的に沿った業務を受託するよう、業務内容を精査する必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

これまで民間業者への再委託については、発注者との要望に基づき協議のうえ実施していましたが、発注者との調整の結果、平成30年度から1件は、民間業者との再委託契約の条項を加えて締結することとし、1件については再委託業務をセンター受託業務から分離しました。

今後も、適切な内容で契約するよう精査していきます。

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

6 受託業務について

A 改善要望事項

事務手続きについて

市からの受託業務において、市担当者とセンター双方の確認不足により、業務を先行して実施し契約書締結事務が大幅に遅延していた事例、市への積算資料（見積書）の提出及び契約締結事務が遅延していた事例、受託業務完了から市へ請求するまで相当の日数が経過している事例が見受けられた。

事務処理体制の抜本的な見直しをするなど適正な事務手続きに努め、再発防止の徹底を図られたい。

1、契約書の作成及び締結事務が大幅に遅延した事例 （業務開始日から数カ月経過後、遡って契約を締結）

委託契約の名称：川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務

契約締結先：みどり土木部 道路公園室 道路管理課

履行期間 平成28年4月1日～29年3月31日

委託料 649,790円（税込） 契約締結日 空欄

2、契約金額の積算資料（見積書）の作成に時間を要し、市への提出及び契約締結が遅延した事例 （業務開始日から約2カ月経過後、市へ見積書を提出し、遡って契約を締結）

委託契約の名称：中央北地区整備事業用地除草業務委託（その2）

契約締結先：キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区推進課
（28年度の名称）

履行期間 28年7月1日～28年9月30日

委託料 255,314円（税込） 契約締結日 28年7月1日

3、受託業務完了から市へ請求するまで相当の日数を要している事例 （抽出して記載）

- ・川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務 29年6～7月分
（契約締結先：道路管理課）
請求日 29年11月10日、市の履行確認日 29年7月31日
- ・道路管理地維持管理業務（防草シート張り作業）29年7月分
（契約締結先：道路管理課）
請求日 29年11月10日、市の履行確認日 29年7月31日

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

受託業務の履行について

市からの受託業務について、契約書等に沿って適正に履行がなされていない事例や、顧客からの受託業務において、業務不履行及びその後の不適正な事務処理が行われていた事例が見受けられた。これらの要因として、センターにおいて、事務量に対して適切な事務処理体制となっていない点、就業現場の状況や会員の業務量等の把握が十分に行えていない点、就業会員に適切な指示を行えていない点が考えられる。

不適正な事例が発生することは、センターの信頼を損なうことにもなりかねないことから、職員及び就業会員が、適切な業務の履行が行えるよう業務管理体制の抜本的な見直しを行い、再発防止の徹底を図られたい。

- 1、川西市広報誌配布業務の際に、誤って民間チラシを折り込んで配布していた事例（事案発生日 28年5月29日～30日）
- 2、ドラゴンランド管理業務委託に係る不適正なごみ処理の事例（事案発生日 28年5月10日）
- 3、顧客から受託した配布業務における配布物の不配布、及びその後の不適正な事務処理が行われていた事例（27年度）

B 改善措置状況（報告者記入欄）

事務手続きについて

契約事務（書類作成や締結等）及び請求事務（報告作成等）については、従前は担当者1名が書類等をすべて作成していましたが、現在は、受注があり受注票が作成されれば、担当者へ受注票を渡すとともに、速やかにセンターのシステムに入力し、受注業務の管理を実施しています。次に、担当者が請書や契約書を作成しますが、簡易な請書などは臨時職員に作成させ、公共等の契約書などは担当職員が作成しています。会員への業務の依頼は担当職員及び臨時職員が実施し、業務終了後の日報を確認後、請求書を作成し発送しますが、業務遂行の確認及び請求事務は担当職員、副担当職員あるいは担当臨時職員が相互にチェックを行っています。この間、システム等で主査及び課長等の上席が各業務の進行状況を確認し、作業が遅れている場合は、担当職員に指導し、業務が滞らないような体制に改めています。

業務の主担当と副担当を配置し、二重チェックや進捗状況の管理を行うなどの方策により、再発防止に努めてまいります。

受託業務の履行について

会員に対しては、事案発生後に当該会員に対する指導を行い、関係会員に事案の内容を周知するとともに、業務方法の変更を行うなど再発防止を指導し、業務履行の徹底を行いました。なお、会員が引き続き業務を実施することが困難と判断した場合には、他の業務へ異動していただくなど、再発防止に努めていきます。

業務の履行に関しては、担当業務により差がありますが、除草業務や植木剪定業務では、業務終了後、班長及び職長（いずれも業務を実施する会員の代表）が、担当職員に報告し履行を確認しています。配布業務では、配布班の各班長が業務実施の日報を取りまとめ業務ごとに担当職員に報告し、清掃業務や施設管理業務などは、月報で月初めに担当職員に該当会員が報告し、履行を確認しています。また、単発の業務などはその都度、業務を受けた会員が担当職員に日報で報告し、履行確認を実施しています。

センター職員については、担当業務の見直しや進捗状況の確認など、再発防止策を徹底する業務管理体制を確立してまいります。

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

7 まとめ（センターに対する意見）

A 改善要望事項

平成28年度において、センターは市から4,678万円の補助金を受け入れているが、このほか、28年度の途中において運転資金に不足が生じることから市から600万円を借り入れている。さらに、職員の退職に備えて積み立てている退職給付引当資産のうち、2,000万円を不足する運転資金に流用しているが、これによって積み立てている退職給付引当資産がその本来の目的のために使用されていない。

このように運転資金の不足が常態化しているセンターが事業を安定して継続するためには、更なる会員確保に取り組むとともに、就業の開拓や独自事業の展開にもこれまで以上に取り組むことで、収支相償の趣旨に反しない限りにおいて安定した事業運転資金を確保していく必要がある。

また、センターが市から受託した業務について、前回（20年度）の監査時においても委託契約書どおりに業務が実施されていない事例があったが、今回も同様の事例が見受けられたほか、契約締結や請求書の発行が大幅に遅延した事例、顧客からの受託業務における不適正な事例が見受けられた。

これらの事例が発生したのは、センターが受託した業務を適切に管理できていなかったことが一因であり、結果的に、会員にとってセンターで就業する目的を果たせていないとも言える。センターの本来の目的である「高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」という目的に沿った、会員のための事業運営が行われるよう、内部統制の整備と運用を行い、再発防止の徹底及び適正な業務管理に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

退職給付引当資産については、平成29年度からは資金計画を立てながら、取り崩しを極力行わないように努めています。今後につきましても、センター事業の効率・活性化を推進し、事業実績の拡大による収入の増加を図るとともに未収金の早期回収など、安定的な財源を確保することで、市補助金や借入金の抑制に取り組んでいきます。

センター業務の管理運営面においては、29年度に職員の増員により、職員の業務負担の軽減を図ることが可能となりました。これにより、長らく固定化されていた職員配置の大幅な担当替えを行うなど、内部統制と適正な業務管理に努め、会員に信頼されるセンターとしての業務運営に、さらなる努力を行ってまいります。

様式 2 - 1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	平成30年5月31日 (整理番号3021は30年11月8日送付)	整理番号	3008-3009・3021
1 監査種別	財政援助団体監査（平成29年度）		
2 監査の対象期間	平成28年度分		
3 監査の実施期間	平成29年12月28日～30年3月28日		
4 監査結果報告日	平成30年5月31日		
5 監査対象団体・部局	健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課 (30年度は福祉部 地域福祉課)		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 市補助金に関することについて

A 改善要望事項

退職金相当分の二重交付について

市補助金は、公益社団法人川西市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、センターが行う高齢者の就業機会を提供する事業に要する経費の一部について補助を行っているものである。補助金算定上におけるセンターの財源は、受託事務費（配分金額の概ね10%）、受取会費、連合交付金（国補助金）等であり、本来受託事務費等をもって運営経費である職員給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費等の費用を支出すべきところ、収支不足であることから、収支差額を市補助金として交付している。

当要綱において、補助対象経費としての人件費の中に、職員退職給与引当預金、退職金掛金と規定があり、当該職員退職給与引当預金を毎年150万円の積み立てで予算計上し、退職金掛金分も含めて補助金が交付されている。

平成28年度の補助実績をみると、前述の職員退職給与引当預金、退職金掛金のほかに、補助対象経費に定めのない退職金約1,397万円（27年度末に退職した職員分）が含まれていた。このことは退職金に対して二重に補助金を交付しているともとれることから、交付額の適正性及び透明性の確保のためにも、補助対象経費を精査し、要綱において、補助対象経費を明確にするべきである。

補助事業の遂行状況について

市がセンターへ委託した業務について、前回（20年度）の監査時において、委託契約書どおりに業務が実施されていない事例があったが、今回も同様の事例が見受けられたほか、契約締結や請求書の発行等が大幅に遅延していた事例、顧客からの受注業務における不適正な事例が見受けられた。

これらの事例については、センター及び委託の市担当部署から、センターの所管課である長寿・介護保険課への報告がなく、情報共有がなされていなかった。

市補助金等交付規則第12条において「補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。」、また、公益社団法人川西市シルバー人材センター補助金交付要綱第8条では「市長は、センターの事業に関し、報告を求め、又は検査を行うことができる。」と規定があることから、センターの事業で不適正な事例が生じた場合においては、所管課として補助金交付団体や市担当部署に対して実施状況の報告を求めるなど情報共有を行い、必要に応じて検査や指導を行うことが望ましい。

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成28年度決算において、27年度末に退職した職員分の退職金約1,976万円のうち、中小企業退職金共済支給金額約579万円を控除した額1,397万円について、要綱において、補助対象経費として毎年積み立てている150万円の職員退職給与引当預金とは別に28年度決算において、退職金が計上されたところです。

指摘のとおり退職金に対して二重に補助金を交付しているともとれることから、交付額の適正性及び透明性の確保のためにも、要綱において補助対象経費を明確にするため、本年度中に要綱を改正します。

29年度におきましてセンターより、黒川地区への市広報誌不配に係る顛末及び再発防止についての報告は受けていましたが、契約を遡って締結している事例、不法投棄の事例、請求書遅延の事例等につきましては、報告を受けていなかったところです。

指摘の件につきまして、次の対応をとることにより改善に努めるとともに、今後、センターの事業で不適正な事例が生じた場合においては、速やかに所管課へ報告するよう指導してまいります。

・事務手続きについて

契約事務（書類作成や締結等）及び請求事務（報告作成等）については、従前は担当者1名が書類等をすべて作成していましたが、現在は、受注があり受注票が作成されれば、担当者へ受注票を渡すとともに、速やかにセンターのシステムに入力し、受注業務の管理を実施しています。次に、担当者が請書や契約書を作成しますが、簡易な請書などは臨時職員に作成させ、公共等の契約書などは担当職員が作成しています。会員への業務の依頼は担当職員及び臨時職員が実施し、業務終了後の日報を確認後、請求書を作成し発送しますが、業務遂行の確認及び請求事務は担当職員、副担当職員あるいは担当臨時職員が相互にチェックを行っています。この間、システム等で主査及び課長等の上席が各業務の進行状況を確認し、作業が遅れている場合は、担当職員に指導し、業務が滞らないような体制に改めています。

業務の主担当と副担当を配置し、二重チェックや進捗状況の管理を行うなどの方策により、再発防止に努めてまいります。

・受託業務の履行について

会員に対しては、事案発生後に当該会員に対する指導を行い、関係会員に事案の内容を周知するとともに、業務方法の変更を行うなど再発防止を指導し、業務履行の徹底を行いました。なお、会員が引き続き業務を実施することが困難と判断した場合には、他の業務へ異動していただくなど、再発防止に努めていきます。

業務の履行に関しては、担当業務により差がありますが、除草業務や植木剪定業務では、業務終了後、班長及び職長（いずれも業務を実施する会員の代表）が、担当職員に報告し履行を確認しています。配布業務では、配布班の各班長が業務実施の日報を取りまとめ業務ごとに担当職員に報告し、清掃業務や施設管理業務などは、月報で月初めに担当職員に該当会員が報告し、履行を確認しています。また、単発の業務などはその都度、業務を受けた会員が担当職員に日報で報告し、履行確認を実施しています。

センター職員については、担当業務の見直しや進捗状況の確認など、再発防止策を徹底する業務管理体制を確立してまいります。

様式 2 - 1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

2 市に対する意見

A 改善要望事項

平成 28 年度において、センターは市から 4,678 万円の補助金を受け入れているが、このほか、28 年度の途中において運転資金に不足が生じることから市から 600 万円を借り入れている。さらに、職員の退職に備えて積み立てている退職給付引当資産のうち、2,000 万円を不足する運転資金に流用しているが、これによって積み立てている退職給付引当資産がその本来の目的のために使用されていない。

このように運転資金の不足が常態化しているセンターが事業を安定して継続するためには、更なる会員確保に取り組むとともに、就業の開拓や独自事業の展開にもこれまで以上に取り組むことで、収支相償の趣旨に反しない限りにおいて安定した事業運転資金を確保していく必要がある。

また、センターが市から受託した業務について、前回（20 年度）の監査時においても委託契約書どおりに業務が実施されていない事例があったが、今回も同様の事例が見受けられたほか、契約締結や請求書の発行が大幅に遅延した事例、顧客からの受託業務における不適正な事例が見受けられた。

これらの事例が発生したのは、センターが受託した業務を適切に管理できていなかったことが一因であり、結果的に、会員にとってセンターで就業する目的を果たせていないとも言える。センターの本来の目的である「高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」という目的に沿った、会員のための事業運営が行われるよう、内部統制の整備と運用を行い、再発防止の徹底及び適正な業務管理に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

退職給付引当資産については、平成 30 年度に借入金を前年度より 200 万円多い 800 万円に増額し、取り崩しを極力行わないよう努めています。

運転資金不足の常態化につきましては、経常的経費の抑制や事務の効率化などによるセンターのコスト節減と公共や継続性のある事業受注比率を増やすなど就業開拓、受注件数の増加や会員の確保等財政基盤の確立を図っていく必要があると考えています。

市から受託した業務について、委託契約書どおりに業務が実施されていない事例、契約締結や請求書の発行が大幅に遅延した事例、顧客からの受託業務における不適正な事例等につきましては、P10 B 改善措置状況（報告者記入欄）のとおりです。

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

3 市に対する意見

A 改善要望事項

センターの財政状況については、経常費用の支払いで資金が不足しているため、平成28年4月に期中の運転資金として退職給付引当資産2,000万円を運転資金に流用し、当該資産が本来の目的に使用されておらず適切とは言えない会計処理が行なわれているとともに、市からの一時借入れと補助金で収支を補填し、自転車操業が常態化している。

加えて、公益社団法人移行後は、認定法の規定により、会計上収支相償が求められ、収益（黒字）を出すことが困難となっており、今後も大幅な自主財源の増加が見込めない状況となっている。

このような中、市は、継続的に支援を行っていくと思われるが、センターを取り巻く社会情勢や国の動向が不透明であることから、市はセンターと共に、中長期を見据えた運営の視点も踏まえて、経常費用の縮減や安定財源の確保に向けた取り組みなど、抜本的な対策を講じる必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

市としましては、高齢者の生きがいや健康づくりを図っていく必要があり、センターは、就業を通じた社会参加による生きがいや健康づくりを目指す公共的団体であり、また、センターの財源の中心が事業収益のうちの事業事務費収益であり、残りは、市補助金等を財源に運営している実態から、引き続き補助は必要と考えます。

平成31年度市補助金につきましては、経験年数の長いセンター職員の定年退職に伴い、経常的経費（人件費）の減額が見込まれますが、市の財政状況も厳しい中で、今後、事務事業量の増加等に対して会員の有効活用による経費節減が可能か等経常的経費の抑制や事務の効率化などによるセンターのコスト節減と他市のセンターの取組みも参考にし、また、公共や継続性のある事業受注比率を増やすなど就業開拓を図る必要があるため、市広報誌、ホームページの活用や老人クラブ等地域団体との連携により、受注件数の増加や会員の確保等を図ります。

また、センターでは、新規会員、特に女性会員の入会を増やすため、新たな職域の開拓に向けて他市のセンターの取組み状況（例、手芸小物の制作など）を調査・研究することとしています。

事業運転資金に係る貸付金については、27年度の決算において、センターの顧問公認会計士より、退職給付引当資産の2,000万円を運転資金として流用していることは、財産運用の適正性からすると好ましいことではないと指摘を受け、少しでも、退職給付引当資産の流用を抑えるため、29年度は、年度内全体の取り崩し額を減少させるため、貸付時期を従前の8月から6月に前倒し、貸付を行ったところです。

センターでは、30年度より資金繰りの安定を図るため、受託事業終了後、速やかに請求を実施し、配分金の支出までの時間を極力短くする取り組みに努めているところです。

なお、事業運転資金に係る貸付金については、夏場に配分金が増加する傾向がある中で、事業収入が拡大していった場合においても、今後も必要と考えております。

このような状況の中、センターでは、29～33年度の5か年を計画年度とする「川西市シルバー人材センター中期計画～生き生きセンターチャレンジプラン～」を策定し、社会情勢の変化等に対応していこうと取り組んでいます。この計画で 会員の確保と拡充 就業機会の開拓と拡大 安全就業の推進と徹底 組織体制の活性化と強化 積極的な広報・啓発活動 財政基盤の確立および関係機関との連携推進の6つのチャレンジ目標を設定し、具体的な取り組みを推進していることから、今後、上記チャレンジ目標の進捗状況を確認し、適宜、指導・助言を行っていきたいと考えています。

様式2-1 財政援助団体監査（公益社団法人川西市シルバー人材センター）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	平成30年5月31日	整理番号	3010
1 監査種別	出資団体監査（平成29年度）		
2 監査の対象期間	平成28年度分		
3 監査の実施期間	平成29年12月28日～30年3月28日		
4 監査結果報告日	平成30年5月31日		
5 監査対象団体・部局	みどり土木部 道路公園室 道路管理課 （30年度は土木部 道路整備課）		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 センターとの契約締結事務について

A 改善要望事項

道路管理課がセンターに委託している、平成28年度川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務について、市担当者及びセンター双方の確認不足により、業務は先行して実施されていたものの、契約書の締結事務が、業務開始日から数カ月経過後に行われていたため、適正な事務手続きに努められたい。

委託契約の名称：川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務
（業務開始日から数カ月経過後、遡って契約を締結）
履行期間 28年4月1日～29年3月31日
委託料 649,790円（税込）

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成29年度の本業務に関しましては、4月1日の契約合意に基づき契約締結をし、2カ月ごとに滞りなく支払いを済ませております。

30年度におきましても遅滞なく契約を締結し、年度作業表を提出させ、滞りなく実施しております。

今後とも、契約締結及び支払い期日に最善の注意を払ってまいります。